トナーからの調達を開始して

サプライヤーを認定するというもので 基づいて監査を行い、基準を満たした

ソニー自らが設定した環境管理基準に が、原材料/部品サプライヤーを訪問し、

ある。すでに全世界四二○○社を超え

るサプライヤー

の監査を終了し、グリ

# **^CSRの実践(**

環境・CSR戦略グループソニーコンプライアンスオフィス

富田秀実

では一○年ほど前から事実上使用されて れていたカドミウムは、日本など先進国 安定剤や顔料などの添加剤として用いら 販売を禁止している。 プラスチック中に ニーの倉庫において、当局が立ち入り検 コンピュータエンタテインメントのゲー いないが、当局の調査により、ソニー・ プラスチックなどの部位にカドミウムが るためのもので、その法律では、商品の いないか調査が行われた。これは、オラ ム機である PS oneの周辺機器の一部から 一定以上含まれている場合、その商品の ンダをはじめEU諸国にある法律(91 **、338/EEC)の遵守状況を確認す** 二〇〇一年十月、 い、商品にカドミウムが混入して オランダの巨大なソ

> え方自体を根本的に見直すこととなった。 物質の非含有を確認していたが、このひ け含有されているのか調査を行い、該当 えられる化学物質が部品や材料にどれだ をはじめとする環境に影響を及ぼすと考 との指摘を受けた。その指摘に基づき、 とつの事件を契機に、グリーン調達の考 メントシステムの導入要請や、カドミウム て、サプライヤーに対しての環境マネジ ソニー側からも迅速な対外公表を行った にその事実を当局とフェーズを合わせて 自主的に商品の出荷を直ちに停止、さら 規制値を超えるカドミウムが検出された これ以前にもグリーン調達の活動とし

要が生ずる。 と直接取引のあるサプライヤーだけでな されることとなる。したがって、ソニー その部品のサプライチェーンがグロー 用いられるエレクトロニクス製品では、 用いられると、結果的に最終製品に含有 ンの一部で、 く、それらの上流をコントロールする必 ルに広がっている。そのサプライチェー 仮に禁止されている物質が

収集、分析を徹底し、極めて詳細かつ明 を全面的に見直し、全世界の関連法規の た。次に、この基準の遵守を図るため、 確な環境管理物質の基準を新たに策定し 基本三原則を打ち出し、 ソニーはサプライヤー管理について次の そのため、まず、これまでの管理基準 それに基づくマ

ひとつの製品に数百から数千の部品が

必要性が業界でも理解され、サプライヤ るという事実が明確になるにつれ、その 用されていないと一般には考えられてい での業界の常識を根本的に変革するもの に源流管理と測定原則の適用は、これま 科学的に確認するという原則である。 内の生産プロセスに関所を設け、納入部 **仕組みが、同業他社でも運用されるにい** ることができた。また、これらと同様な た物質が、 の測定や詳細な調査により、これまで使 本当に環境管理基準を満たしているかを 品に対し測定を行い、納入される部品が する測定データの提出に加え、ソニー社 禁止物質が使用されていないことを証明 証明書」を受け取るだけでなく、一部の これらグリーン調達の基準の適用、特 ・の方々のご理解、ご協力の下、完遂す ③は、単にサプライヤーから「不使用 **驚きの声も上がった。しかし、実際** 時として実際に使用されてい

等の文書管理に加えて、ソニーの監査員

プライヤーが証明する「不使用証明書」

原材料や部品を使用していないことをサ

ソニーが規定した環境管理基準を超えた を行うというものである。具体的には、 認定を受けたサプライヤーからのみ調達

「グリーンパートナー」として認定し、

中で一定基準を満たしたサプライヤーを

①は、原材料や部品のサプライヤーの

たっている。 題があることから、 もサプライチェーンに起因する類似の問 食品業界、自動車業界等で 問い合わせを受ける

録し、設計段階で設計者が部品を選ぶ際、

準を満たした部品のみをデータベース登

部品の検定の段階で環境管理基

その部品が環境管理基準を満たした部品

## 将来に向けて

以外は使用できない仕組みである。

③測定原則の適用

②製品設計、

品質管理への組み込み

①資材源流管理(グリーンパ

という「イメージ」だけではなく、確実 な対応を行う準備をすすめている。環境 とに構築した、前述の三原則に基づく新 容易なことではないが、過去の経験をも 施行が予定されており、この RoHS 指令 tronic Equipment (通称:RoHS指令)の ous Substances in Electrical and Elecstriction of the Use of Certain Hazard-と考えている。 みの「実践」が、 はじめとした、 立場からも、このグリーン調達の活動を もあるが、企業の社会的責任(CSR)の 莫大なコストを要し、非常に困難な場合 な環境対応を実践することは、時として しいグリーン調達の仕組みの上に、 強化されるこのような法律に対し確実に 子製品への鉛、カドミウム、水銀、六価 コンプライアンスを果たすことは決して クロム、臭素系難燃剤二種類(PBB、 のもとでは、一部の例外を除き、電気電 (BDE)の使用が禁止される。今後、 二〇〇六年七月からは、欧州でRe-本質的な問題への取り組 将来さらに重要になる